

国立大学法人筑波技術大学学生の通学が困難となる事由が発生した場合における休講措置及び
公欠に関する要項

〔令和2年8月11日〕
学 長 決 定

(趣旨)

- 1 この要項は、筑波技術大学の学部又は大学院技術科学研究科の学生の安全を確保するため、自然災害、大規模停電その他の不測の事態が発生した場合における授業（オンライン授業、期末試験を含む。以下同じ。）の休講、及び忌引き等における授業の公欠に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 2 この要項における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 休講 授業を取りやめることをいう。
- (2) 公欠 一定の事由により授業を欠席した場合、これを欠席扱いとしないことをいう（出席扱いとはならない）。

第1 休講

(自然災害、大規模停電その他不測の事態による休講措置)

- 3 (1) 気象庁から、つくば市に警報（暴風、暴風雪、大雪に限る。）又は特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪に限る。）が発表された場合は、当該日の授業につき次の措置をとる。
- (ア) 午前6時の時点で発表中の場合は、1限、2限の授業を休講とする。
- (イ) 授業開始後に発表された場合は次の時限以降の授業を休講とする。
- (ウ) 解除された場合であっても、当該日の授業は実施しない。
- (2) つくば市から警戒レベル4相当の避難勧告又は避難指示（緊急）・警戒レベル5相当の災害発生情報が発令された場合は、当該日の授業につき次の措置をとる。
- (ア) 午前6時の時点で発令されている場合は、全ての授業を休講とする。
- (イ) 授業開始後に発令された場合は全ての授業を直ちに中止とする。
- (ウ) 解除された場合であっても、当該日の授業は実施しない。
- (3) 気象状況その他不測の事態に伴いつくばエクスプレス線が計画運休の決定を発表した時、その範囲や天候状況、他の公共交通機関（関東鉄道バス等）の運行状況等を考慮し、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。
- (4) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、又は地震が発生し、キャンパス内の停電・断水、校舎等建物の被害状況等を考慮した結果、授業の実施が不可能と学長が判断した場合は、当分の間、授業を休講とする。
- (5) 大規模停電その他不測の事態が発生し、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。

(学長の判断による休講の措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講の措置を講じることができる。

(休講の措置の周知)

- 5 休講の措置を講じる場合は、状況確認後に掲示又は大学のウェブサイト等により周知する。

(居住地域等に気象警報・避難勧告等が発表又は発令された場合の措置)

- 6 学生は、居住地域や通学路等に気象警報や避難勧告等が発表又は発令される等の状況により、身の危険を感じる場合は、身の安全を最優先するものとする。これにより、授業を遅刻・欠席したときは、別記様式第1に定める公欠届を提出することにより、公欠の適用を受けることができる。

(休講等の措置の代換措置)

- 7 災害等により休講となった授業は、原則として補講を行うものとする。ただし、授業担当教員の判断により、レポートその他の当該授業に相当する学修を補充すること等により代換措置とすることができる。災害等により延期となった定期試験の実施方法は、必要に応じて部局間で調整を行った上で、当該定期試験を実施する学部又は研究科の長が定める。

(休講とした場合の課外活動)

- 8 授業を休講とした場合には、原則として、すべての課外活動を禁止する。

第2 公欠

(公欠(忌引き))

- 9 学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事(以下「葬儀等」という。)のため出席できなかった授業については、別記様式第1に定める公欠届を提出することにより、公欠の適用を受けることができる。

公欠(忌引き)となる親族の範囲は、以下のとおりとする。

(ア) 配偶者

(イ) 1親等(父母、子)

(ウ) 2親等(祖父母、兄弟姉妹、孫)

(エ) 3親等(曾祖父母、叔父叔母等)

公欠となる期間は、次に掲げるとおりとする。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、特別な理由がある場合は、次の第1号から第4号までに定める起算日に関わらず、葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。

(ア) 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日(休日を含む。)の範囲内の期間

(イ) 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日(休日を含む。)の範囲内の期間

(ウ) 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日(休日を含む。)の範囲内の期間

(エ) 3親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日(休日を含む。)の範囲内の期間

(その他の公欠の取扱い)

10 学生が、第6項及び前項に定める場合のほか、下記(1)から(7)までのいずれかに該当する場合、別記様式第1に定める公欠届を提出することにより、公欠の適用を受けることができる。

- (1) 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合、その他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合
- (2) 骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続きを行う場合
- (3) 報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動に従事する場合
- (4) 教育実習・介護等体験のうち、教職課程委員会の長が必要と認める場合
- (5) 大学の教育課程において編成された特別実習等の授業科目を履修している学生が、インターンシップを実施する場合
- (6) 課外活動等において、全国大会、国際大会等への派遣を受け、教務委員会の長が必要と認めた場合
- (7) その他学長が必要と認める場合

(公欠の手続き及び提出書類)

11 学生が、第6項、第9項及び前項に定める公欠の適用を受けようとする場合の手続き及び提出書類は、別記様式第1(公欠届)に定めるとおりとし、当該学生は公欠届を事務局(学部にあつては教務係、研究科にあつては各専攻の教務事務担当)に提出する。

(公欠の授業の取扱い)

12 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学修を補充するものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。また、授業担当教員が授業科目における学生の出席率(出席回数を実施した授業の回数で除したもの)を算出する際、公欠として取り扱う授業については出席回数及び授業回数から除くものとする。

(公欠の制限)

13 一の授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

第3 その他

(その他の授業欠席)

14 学生が感染症に罹患した際の出席停止に関する取扱いについては、「国立大学法人筑波技術大学における出席停止(学校保健安全法に基づく)要項」(令和2年3月19日学長決定)において別に定める。

(本要項の改廃)

15 本要項の改廃は、教務委員会(専ら大学院に関する事項は研究科学事委員会)の議を経て、学長が行う。

附記

本要項は、令和2年8月11日から実施する。